

## 岩手県版農業生産工程管理（GAP）確認制度実施要領

### （趣旨）

第1 この要領は、県が岩手県版GAPに基づき実践される農業生産活動の確認をすることにより、農業者の改善意欲並びに県産農産物に対する消費者及び実需者からの信頼性の向上を図るため、岩手県版GAPの確認制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- （1）岩手県版GAP 岩手県版農業生産工程管理（策定：平成20年1月22日付け岩手県農林水産部長通知、最終改訂：平成29年農林水産部農業普及技術課総括課長通知）であって、国の「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン（平成22年4月21日付け農林水産省生産局長通知）」に完全準拠したものをいう。
- （2）確認 農産物の生産に当たって、その農業生産工程が岩手県版GAPの内容に適合していることを、知事が確かめ、認めることをいう。

### （申請者）

第3 知事は、次に掲げる者からの申請により確認のための手続きを行うものとする。

- （1）県内で、販売を目的に農産物を生産する個別の農業者（法人を含む。以下同じ。）
- （2）個別の農業者が組織する団体であって、確認の対象となる農業生産工程により生産される農産物ごとに統一的な生産出荷基準を定め、当該基準の遵守を管理することができる体制を有しているもの
- （3）県内に所在する、農業の専門学科を有する教育機関

### （確認の申請）

第4 確認の申請をしようとする者は、確認の対象となる農業生産工程により生産される農産物の区分ごとに、原則として、当該農産物を栽培している期間の間に、岩手県版農業生産工程管理（GAP）確認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- （1）農業生産工程管理体制説明書（様式第2号）
- （2）確約書（様式第3号）
- （3）農産物ごとの岩手県版GAPチェックシート（基本様式及びレベルアップ様式）

2 農産物の区分は、米、麦、大豆その他の穀物、野菜及び果樹とする。

3 申請は第3により区分して行うものとする。

### （現地調査）

第5 知事は、第4の規定による申請があったときは、申請者の岩手県版GAPに係る取組状況を調査するための調査員（以下「現地調査員」という。）を指名するものとする。

- 2 現地調査員は、農業改良普及センターに配属されている職員であって、農業生産工程管理に関する研修（JGAP指導員基礎研修等をいう。）を受講した者等専門の知識及び経験を有すると認められるものをもって充てるものとする。
- 3 現地調査員は、岩手県版GAPに係る取組状況を適切に調査できる時期に、生産地等現地において調査を行うものとする。
- 4 申請者が第3第2号に掲げる団体である場合は、現地調査員は、別に定める調査基準により団体の事務局の調査を行うとともに、団体に属する農場数の平方根以上（小数点以下は切り上げるものとする。）を満たすように抽出した数の農場の調査を行うものとする。
- 5 現地調査員は、前2項に定めるもののほか、別に定める方法により調査を行い、調査の結果をとりまとめるものとする。

（岩手県版GAP審査委員会）

- 第6 第4に規定する書類及び第5に規定する現地調査の結果について審査を行うため、岩手県版GAP審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置するものとする。
- 2 審査委員会の委員は、農業に関する指導、調査又は試験研究に従事した経験を有する農林水産部の職員のうちから、知事が指名する。
- 3 審査委員会に委員長を置き、農林水産部農業普及技術課総括課長をもって充てるものとする。
- 4 委員は、現地調査員を兼ねることができないものとする。
- 5 審査委員会は、毎年度、おおむね3か月ごとに開催するものとする。
- 6 審査委員会は、前項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めた場合に、開催することができるものとする。
- 7 審査委員会の議事録は、3年間保存するものとする。

（登録等）

- 第7 知事は、申請者が岩手県版GAPを実践していると確認したときは、申請者の名称、個別・団体の別、登録年月日、現地調査日、農産物の区分、品目名を岩手県版GAP確認登録者台帳（様式第4号）に登録し、申請者に岩手県版農業生産工程管理（GAP）確認登録証（様式第5号）を交付する。ただし、同一の申請者の複数の農産物の生産工程について確認した場合、その登録番号は枝番で登録する。
- 2 県は、前項の規定により登録した者（以下「登録者」という。）を県公式ホームページで公開するものとする。
- 3 登録者は、交付された登録証を汚損し、又は紛失したときは、速やかに知事に報告し、登録証の再交付を受けるものとする。
- 4 知事は、第6の審査において、申請者が岩手県版GAPを実践していないと認めるときは、その旨を申請者に理由を付して通知するものとする。

（登録の有効期間）

- 第8 第7の規定による登録の有効期間は、登録証の交付の日から1年とする。

(登録の更新)

第9 登録者は、登録の有効期間の延長を申請しようとする場合は、登録証の交付の日から1年以内に、岩手県版農業生産工程管理(GAP)確認登録更新申請書(様式第6号)に、農産物ごとの岩手県版GAPチェックシート(基本様式及びレベルアップ様式)を添えて、知事に提出するものとする。

2 第5から第8までの規定は、前項の申請について準用する。

(登録内容の変更)

第10 登録者は、第4の申請時の農業生産工程管理の体制に変更が生じた場合は、遅滞なく岩手県版農業生産工程管理(GAP)確認登録内容変更届(様式第7号)に、農業生産工程管理体制説明書(様式第2号)を添えて、知事に届出するものとする。

(登録の辞退)

第11 登録者は、登録の抹消を希望する場合は、岩手県版農業生産工程管理(GAP)確認登録辞退届(様式第8号)に、交付した岩手県版農業生産工程管理(GAP)確認登録証を添えて、知事に届出するものとする。

2 知事は、前項に規定する届出があった場合は、第7第1項の登録を抹消するものとする。

(登録の表示)

第12 登録者は、岩手県版GAPの実践者であることを表示することができるものとする。ただし、農産物へ表示することはできないものとする。

(制度の見直し)

第13 本制度は、国の「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン(平成22年4月21日付け農林水産省生産局長通知)」の改正の状況等を勘案しつつ、必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の取扱い)

第14 確認に際し、県が把握した個人情報等については、農業生産工程管理(GAP)の普及推進の用途以外の用途には用いないものとする。

(補則)

第15 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成29年9月19日から施行する。

この要領は、平成30年8月1日から施行する。

様式第 1 号

岩手県版農業生産工程管理（GAP）確認申請書

（元号） 年 月 日

岩手県知事 様

申請者

氏 名

印

（申請区分が「団体」または「教育機関」の場合は名称及び代表者の氏名）

岩手県版農業生産工程管理（GAP）確認制度実施要領第4の規定により、  
関係書類を添えて次のとおり申請します。

氏 名：

※申請区分が「団体」または「教育機関」の場合は名称及び代表者の氏名

住 所：

農産物の区分： 米 ・ 麦 ・ 大豆 ・ その他の穀物 ・ 野菜 ・ 果樹

品 目 名：

申 請 区 分： 個 別 ・ 団 体 ・ 教 育 機 関

農 場 数：

※申請区分が「団体」の場合、属する農場数を記入

※「個別」及び「教育機関」の場合は記入不要

添付書類（提出前に添付を確認し、□にレ点を記入すること）

農業生産工程管理体制説明書（様式第2号）

確約書（様式第3号）

岩手県版農業生産工程管理チェックシートの写し

※団体の場合、団体を構成する農業者全員分を添付する

様式第2号

農業生産工程管理体制説明書

- 1 申請者氏名：  
(申請区分が「団体」または「教育機関」の場合は名称)
  
- 2 生産責任者名：  
(所属・役職)
  
- 3 事務局責任者名：  
(所属・役職)  
※申請区分が「団体」の場合以外は、任意
  
- 4 内部監査責任者名：  
※申請区分が「団体」の場合以外は、任意
  
- 5 農業者：  
(氏名・住所)  
※申請区分が「団体」の場合、団体を構成する農業者を記入  
※名簿を添付することで記入を省略できる

6 問い合わせ先

項目	記入欄	公開可 <sup>※</sup>
氏名または名称		必須
住所		<input type="checkbox"/>
担当者名		<input type="checkbox"/>
電話番号		<input type="checkbox"/>
電子メールアドレス		<input type="checkbox"/>
ホームページアドレス		<input type="checkbox"/>

※登録結果を県ホームページに公開する際に、公開可能な項目については、「公開可」欄の口にレ点を記入すること

記入にあたっては、裏面の「記入上の注意について」を参照すること。

## 「農業生産工程管理体制説明書」記入上の注意について

- 1 「生産責任者」は、次の業務を行う者とする。
  - (1) 個別の農業者及び教育機関の場合
    - ・生産計画の作成
    - ・計画に従った栽培管理の実践
    - ・生産履歴の記録
    - ・生産工程の点検項目（チェックリスト）に基づく自己点検
    - ・生産工程の改善を行う者
  - (2) 団体の場合
    - ・団体を構成する農業者の代表として、事務局責任者と協力し、生産計画を作成
- 2 「団体」の「事務局責任者」は、次の業務を行う者とする。
  - ・生産計画の作成について、生産責任者に協力
  - ・生産物の出荷に際し、各農業者の防除履歴を点検し農薬が適正に使用されていることを確認
  - ・農業者が生産工程の自己点検を行うための点検項目（チェックリスト）の作成
  - ・農業者の自己点検の確認及び改善指導
  - ・共同利用施設・機械等の管理
- 3 「栽培責任者」と「事務局責任者」の兼任はできない。
- 4 申請区分が「個別」「教育機関」の場合は、「事務局責任者」を設置する必要はない。
- 5 「5 農業者（氏名・住所）」について、団体を構成する農業者の名簿を添付することで、記入を省略できる。
- 6 「6 問い合わせ先」のうち公開可能な項目は、確認・審査・登録の後に、県ホームページで公開する。

様式第3号

確 約 書

(元号) 年 月 日

岩手県知事 様

申請者

氏 名

印

(申請区分が「団体」または「教育機関」の場合は名称及び代表者の氏名)

私は、岩手県版農業生産工程管理（GAP）確認制度の現地調査等に対し、下記について間違いなく同意することを確約します。

記

- 1 岩手県版農業生産工程管理（以下「岩手県版GAP」という。）の目的及び内容を理解し、「食品安全」「環境保全」「労働安全」等に配慮した農業の実践に努めます。
- 2 岩手県版GAPの点検項目に基づき、1年に1回以上、自己点検・内部点検を実施します。
- 3 本制度に基づき行われる現地調査に協力します。
- 4 岩手県版GAPの実践者として登録されていることを表示するときは、確認の対象となる工程により生産される農産物以外の農産物について、本制度の確認を受けていると誤認させるおそれのないよう表示します。ただし、農産物への表示は行いません。
- 5 登録を受けた内容について、登録日・登録番号・氏名又は名称・市町村名・確認の対象となる工程により生産される農産物の区分・品目名について、岩手県ホームページに掲載し公表することを承諾します。

様式第4号

岩手県版GAP確認登録者台帳

登録番号	農業者等の名称	住所 (市町村のみ公表)	申請区分 (個別・団体)	現地調査日	登録年月日	登録期間	農産物の区分	品目名	国ガイドライン 関連項目実施状況	生産責任者	事務局責任者	備考
						～						
						～						
						～						
						～						
						～						

※網掛けの項目を登録証に記載

※登録証に記載する登録番号の付与方法は次のとおりとし、登録者が確実に特定できるものとする。

※「国ガイドライン関連項目実施状況」欄には「完全実施」又は「部分実施」のいずれかを記入する。

(付与方法の例)

登録番号： 17 I 000001 - V - 2  
          ┌┐┌          ┐          ┐  
          ① ② ③          ④          ⑤

①年度：西暦下2桁

② I : 岩手

③番号：6桁の連番

④農産物の区分：R(米)、W(麦)、S(大豆)、G(その他の穀物)、

V(野菜)、F(果樹)

⑤枝番：同一農業者等の複数の農産物生産工程を確認した場合に付与



様式第5号

登録番号：

## 岩手県版農業生産工程管理（GAP）確認登録証

登録者の名称：

申請区分： 個別 ・ 団体 ・ 教育機関

現地調査日：（元号） 年 月 日

登録年月日：（元号） 年 月 日

登録期間：（元号） 年 月 日 から（元号） 年 月 日

農産物の区分：米・麦・大豆・その他の穀物・野菜・果樹

品 目 名：

国ガイドライン関連項目実施状況： 完全実施 ・ 部分実施

岩手県版農業生産工程管理（GAP）確認制度実施要領  
に基づき、上記のとおり登録する。

岩手県知事 達増 拓也

様式第6号

岩手県版農業生産工程管理（GAP）確認登録更新申請書

（元号） 年 月 日

岩手県知事 様

申請者

氏 名

印

（申請区分が「団体」または「教育機関」の場合は名称及び代表者の氏名）

岩手県版農業生産工程管理（GAP）確認制度実施要領第9の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

氏 名：

※申請区分が「団体」または「教育機関」の場合は名称及び代表者の氏名

住 所：

農産物の区分： 米 ・ 麦 ・ 大豆 ・ その他の穀物 ・ 野菜 ・ 果樹

品 目 名：

申請区分： 個 別 ・ 団 体 ・ 教 育 機 関

農 場 数：

※申請区分が「団体」の場合、属する農場数を記入

※「個別」及び「教育機関」の場合は記入不要

添付書類（提出前に添付を確認し、□にレ点を記入すること）

岩手県版農業生産工程管理チェックシートの写し

※団体の場合、団体を構成する農業者全員分

様式第7号

岩手県版農業生産工程管理（GAP）確認登録内容変更届

（元号） 年 月 日

岩手県知事 様

申請者

氏 名

印

（申請区分が「団体」または「教育機関」の場合は名称及び代表者の氏名）

岩手県版農業生産工程管理（GAP）確認制度実施要領第10の規定により、登録内容の変更について次のとおり届出します。

変更内容

変更理由

添付書類（提出前に添付を確認し、□にレ点を記入すること）

農業生産工程管理体制説明書（様式第2号）

※変更後の内容を記載したもの

様式第8号

岩手県版農業生産工程管理（GAP）確認辞退届

（元号） 年 月 日

岩手県知事 様

申請者

氏 名

印

（申請区分が「団体」または「教育機関」の場合は名称及び代表者の氏名）

（元号） 年 月 日付けで登録を受けたことについて、岩手県版農業生産工程管理（GAP）確認制度実施要領第11の規定により、次の理由により辞退したく届け出ます。

登録を辞退する理由

添付書類（提出前に添付を確認し、□にレ点を記入すること）

岩手県版農業生産工程管理（GAP）確認登録証